



発行
東京都

目次

20

条 例

○東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例……………（議政局）…

条例のあらまし

●東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例（条例第五〇号）

- 一 公文書の開示に係る用語を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

条 例

東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十号

東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例

東京都議会情報公開条例（平成十一年東京都条例第四号）の一部を次のように改正す

る。

第六条中「非開示」を「不開示」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七条、第十条第一項、第十一条及び第十二条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第二十二條第一号中「この章」の下に「及び次章」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

